

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため

人権相談は電話やインターネットを御利用ください

当局では、職員及び人権擁護委員が電話や面接等の方法による人権相談に応じておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人権相談については、当分の間、面接による相談は見合わせることにし、電話又はインターネットを利用していただきますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、電話番号等は、次のとおりです。

みんなの人権110番 0570-003-110

子どもの人権110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

インターネット人権相談窓口

パソコン・携帯電話・スマートフォン共通

<http://www.jinken.go.jp>